

地域型保育事業の設置に係る意見聴取について

1 意見聴取の概要

(1) 趣旨

平成27年4月から開始された子ども・子育て支援新制度において、新たに地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）が市町村の認可事務となりました。

改正後の児童福祉法第34条の15第4項において、同条第2項の規定により地域型保育事業の認可をしようとするときは、あらかじめ児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴くこととされています。

また、子ども・子育て支援法第43条第3項において、第29条第1項の確認をするために利用定員を定めようとするときは、あらかじめ第77条第1項により設置された審議会（豊川市子ども・子育て会議）の意見を聴くこととされていることから、豊川市子ども・子育て会議の審議に付すものです。

(2) 対象施設

小規模保育事業A型 1園

(3) 認可予定年月日

平成29年10月25日（平成29年11月1日開園）

2 認可予定事業者

地域	事業者名	施設名	所在地	定員
北部	遠藤 恭（個人）	あおぞら保育園	豊川市野口町道下82番地1	12人

※施設の概要及び位置は別紙1のとおり

3 主な認可基準

小規模保育事業A型

項目	主な認可基準
設備	(1) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近の代替場所を含む。）、調理設備及び便所を設置 (2) 乳児室及びほふく室の面積は3.3㎡/人以上 (3) 保育室又は遊戯室の面積は1.98㎡/人以上 (4) 屋外遊戯場の面積は3.3㎡/人（2歳以上児）以上 (5) 保育室等を2階以上に設ける場合には、必要な要件を満たすこと。
職員	(1) 保育士等（1名に限り、保健師又は看護師で可）、嘱託医、調理員必置 ※調理業務委託又は搬入の場合は調理員不要 (2) 保育士等の数 0歳児3人につき1人以上 1、2歳児6人につき1人以上 } + 1名
定員	6～19人（0～2歳児）

保育時間	原則 8 時間
食事	自園調理 ※要件を満たす場合は搬入施設からの搬入可
連携施設	利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、小規模保育事業の提供終了後も必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること。 (1) 保育内容の支援 (2) 代替保育の提供 (3) 卒園後の受け入れ ※平成 31 年度まで経過措置あり

4 豊川市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み及び確保方策との関係

3号認定（0～2歳児）

【北部】（平成29年度）

		計画数値	4月1日実績	今回確保数
	ニーズ量	413	461	—
確保方策	特定教育・保育施設	389	383	0
	特定地域型保育事業	0	24	12
	計	389	407	12
	実際の利用者数	—	413	—

【市全域】（平成29年度）

		計画数値	4月1日実績	今回確保数
	ニーズ量	1,398	1,444	—
確保方策	特定教育・保育施設	1,324	1,225	0
	特定地域型保育事業	0	24	12
	計	1,324	1,249	12
	実際の利用者数	—	1,308	—

5 認可に係る考え方

認可基準及び審査基準と照らし合わせて適合する見込みであることから、検査を実施の上、認可することとしたい。

1 施設の概要

(1) 建物その他設備の規模及び構造

ア 延床面積	1 5 6 . 0 0 m ²
イ 乳児室及びほふく室面積	4 8 . 3 m ²
ウ 保育室面積	4 1 . 9 m ²
エ 屋外遊戯場	新道下ちびっ子広場
オ 構造	鉄骨造平屋建

(2) 定員

1 2 名（0 歳児：3 名、1 歳児：4 名、2 歳児：5 名）

(3) 経営の責任者

遠藤 恭

(4) 連携施設

未定

(5) 食事の提供方法

自園調理

2 施設の位置

